

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県建築審査会条例		
条 例 番 号	昭和 25 年神奈川県条例第 56 号	法 規 集	第 12 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部建築指導課		
条 例 の 概 要	建築基準法第 83 条の規定に基づき、同法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行うための神奈川県建築審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	建築基準法第 78 条第 1 項により都道府県に設置することとされている神奈川県建築審査会（以下「審査会」という。）について、同法第 83 条の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	審査会は、建築基準法第 43 条の例外許可に対する同意や審査請求に対する裁決及び同法の施行に関する重要事項の調査審議を行うことを目的に設置されたもので、本県の建築行政を推進する上で有効に機能している。	開催状況 平成 19 年度 7 回 平成 20 年度 7 回
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	審査会の委員は、建築基準法第 79 条の規定に基づき、法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政に関し経験と知識を有する学識経験者計 7 人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	委員の人数 平成 19 年度 7 人 平成 20 年度 7 人
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	審査会を原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。 また、女性委員を 3 人登用しており、「かながわ男女協働参画推進プラン」にも適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	建築基準法に基づく審査会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)